

# ～聞こえない人の暮らし～ 聞こえないことで何か起こる？



## はじめに

1. 東京出身 今は仕事で山梨に住む
2. 3歳の時、病気で聴力を失う
3. 2年前定年退職。精密機械の研究開発設計の仕事
4. 職業は聴覚に障害があると、職場で雇われて働くことが難しい、大学の授業の情報保障等多くの課題があった。
5. 36万人が聴覚障害者 わかりにくい障害
6. 聴覚障害者と出会い、話したことは？
7. 手話奉仕員講習会、登録手話通訳者・手話通訳士養成で増えるが、まだ足りない状況

## ろう者の暮らしの変移

1. 長年、きこえの壁、ことばの壁、こころの壁
2. 長年のろう運動、ろう者に対する正しい理解の促進、手話通訳による情報保障制度の確立
3. 情報アクセスでライフスタイルを変える
4. 聞こえる人の社会インフラと同じにする
5. 社会的障壁の除去と社会モデルの確立
6. 2006年の障害者権利条約、国連で採択された障害者権利条約で手話が言語であると明記。そして日本では2011年の障害者基本法の改正で「言語（手話を含む）」と明記。
7. 2016年の障害者差別解消法

## 手話は

1. 手話は日常生活から生まれた言語
2. 日本語や英語と同じように、ひとつの言語。
2. 聞こえる人は赤ちゃんの時から周囲からの話しかけられるが、聞こえない赤ちゃんは出来ない。
3. 聞こえないで手話を使う人はろう者というが、ろう者同士のコミュニケーション手段は手話、日本語でのコミュニケーションが難しい立場、外国人と同じ状況
4. 手話は日本語とは違う言語、文法、語順も違う、ろう者にとっての母語は日本語でなく手話

# 手話通訳

1. 聞こえる人の声を手話に、聞こえない人の手話を声に変え、聞こえない人と聞こえる人とのコミュニケーションを支援するのが手話通訳者。
2. ①病院での診察 ②役所での手続き ③学校や保育園の保護者会 ④会社の面接など、
3. 多くの手話通訳者は別に仕事をもちながら、休みの日や夜に手話通訳活動をしている。昼間に活動できる通訳者はまだ少ない
4. 法律に手話が言語と規定された今、聞こえない人の暮らしの中のあらゆる場面で、手話通訳者が聞こえない人と聞こえる人のコミュニケーション支援を行えるよう、手話通訳者を増やし、その身分などを充実していく。

# 言語的コミュニケーションが大切

## ★言語の機能

- ①感情機能 ②知覚機能 ③思考機能

わかりやすく言えば

- **分かり合う（分かち合う）が基本**

- ①人間関係をつくる：会話やあいさつ
- ②情報を伝達する：説明や報告
- ③協力してもらおう：依頼や説得
- ④受容・共感：励ましや慰め

## 障害者権利条約の思想

◎障害者権利条約は「医学モデル」を排し、「**社会モデル**」を採用

◎この「**社会モデル**」は、あらゆる社会的、文化的、言語的、制度的に障壁となるものを排除する考えである

## ろう者の手話に対する考え方の変移

1980年以前

治療・病理的な視点  
ろう者個人がコミュニケーションの困難を抱える  
手話は不要  
補聴器・発音訓練

医療

1980年以降

多様な社会の視点  
人間の生来的な能力は平等、個人の生き方の尊重  
手話は必要  
通訳等によるコミ保障

福祉

2000年以降

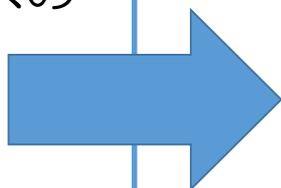
人権の視点  
人権自己決定の尊重  
手話を使う権利の法的位置づけ

人間

# 今までの考え方を变える

## 現在の考え方

- ①医学モデル
- ②恩恵・保護的な  
分離・収容
- ③福祉サービスの  
対象者



## 新しい考え方

- ①社会モデル
- ②インクルージョン  
地域で自立する  
ための支援、自己  
選択・自己決定
- ③権利の主體的な  
行使者

9

## 障害の社会的障壁と社会モデル

<定義 社会的障壁>

- ① 事物：階段しかない駅、音声のみの案内放送等
- ② 制度：障害者欠格条項、口頭のみ面接試験等
- ③ 慣行：「部外者」を理由にした手話通訳同席拒否、電話番号だけの連絡先案内等
- ④ 観念：グループホームへの反対運動等
- ⑤ その他一切のもの：電話リレーサービスの未確立等

## 障害者差別解消法後

「良く変わったこと、困っていること」

### <良く変わったこと>

1. 県議会、市町村議会、各行政課、各団体等で独自に手話通訳予算を付けて情報保障をするところが増えた。
2. 合理的配慮の立場から、通訳を付ける行事や講演会などが増えた。

### <変化が見られない>

1. 障害者差別解消法が施行されても、職場、役所の窓口（受付）などの意思疎通支援に対する変化が見えない。

### <対応しきれない（困っていること）>

1. 手話講師や手話通訳者、要約筆記者など人材が慢性的に不足しており依頼件数の急増による派遣そのものが追いつかなくなる。
2. 通訳者不足で対応しきれない状況。

11

## 障害者差別解消法に関する課題

- ①一番大切なことは合理的配慮に関する課題の解決、連絡協議会とか行政体制の整備、市民に対する意識啓発
- ②差別解消についての議論を重ねて市民的合意を目指す。
- ③過重な負担を判断するとき、費用や負担の程度をどう決めるか
- ④人様に迷惑をかけてはいけないという生き方を求められてきた障害者
- ⑤何を差別と捉えるか、どのような合理的配慮を求めるかはこれからの課題

聞こえない人が困っていること、悩んでいること

- |              |               |                              |
|--------------|---------------|------------------------------|
| ①労働の課題       | ⑪病院の課題        | 題                            |
| ②テレビの課題      | ⑫学校の課題        | ⑳食堂の課題                       |
| ③旅行の課題       | ⑬育児の課題        | ㉑緊急通報・フ<br>リーダイヤルな<br>ど電話の課題 |
| ④介護の課題       | ⑭研修の課題        | ㉒通行人の課題<br>等多数あり             |
| ⑤教育の課題       | ⑮緊急連絡体制       |                              |
| ⑥地域の課題       | ⑯手話通訳者の<br>課題 |                              |
| ⑦スポーツの課<br>題 | ⑰映画の課題        |                              |
| ⑧買い物の課題      | ⑱交通の課題        |                              |
| ⑨車運転の課題      | ㉓銀行の課題        |                              |
| ⑩家族の課題       | ㉔コンビニの課       |                              |

## 耳が聞こえないことで不便が・・・

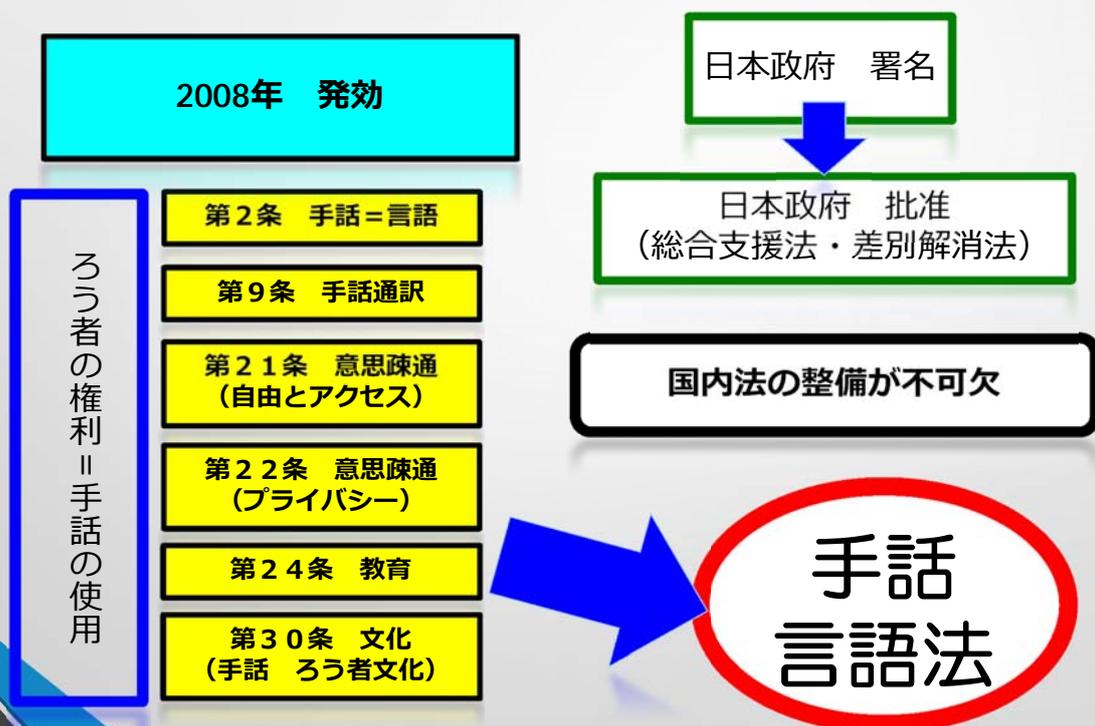
例えば

- ①電話帳にFAX番号がない。
- ②行政・金融機関・契約書類の書類、開催通知などの連絡先が電話番号だけ
- ③住まいの市町村の放送は音声だけ
- ④エレベーターやコインパーキングのトラブル時の連絡方法がない。
- ⑤電車やバスなどの音声の緊急放送が分からない。
- ⑥スーパーマーケット、デパートのタイムセールのお知らせが分からない
- ⑦放送番組、邦画DVDに字幕がない
- ⑧音声だけのドライブスルーが使えない等

# 手話がないと何か困る？

1. 子どもや家族が急病のとき119番に電話をかけることができない。今は文字対応のネット119があるが、細かく打てない
2. 病院でも手話通訳者がいなければ、医師の話がわからない
3. 役所や銀行などの窓口で話が通じないために言いたいことも言えない
4. 聞こえる人には普通にできることが、聴覚障害者はそうではない
5. 会社の会議や学校での懇談会、自治会の集まりでも、周りの人とコミュニケーションが取れない
6. 聞こえない人は人一倍苦労しているが、職場や地域で周囲の人たちと馴染めず孤立してしまいがち

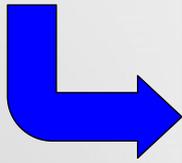
## 障害者権利条約批准のため国内法整備の必要性



## 手話使用の禁止

口話法と手話（例えば、教育問題）

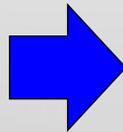
ろう学校では、長い間、正しい日本語をろう児・生徒に覚えさせるために口話法教育が行われた。



授業中は手話が禁止されていた。  
校内ではろう児・生徒の会話が手話も禁止

しかし、口話法教育に問題があった！

- (1) 補聴器を使っても周囲との会話はできない。
- (2) 口形だけでは理解できない。
- (3) 先生の話をほとんど理解できない。



手話は必要

## 手話教育を導入すれば・・・

- (1) ろう児が手話で自由にコミュニケーションがとれる
- (2) 先生の話をよく理解でき、周囲との会話がスムーズに出来る
- (3) ろう児の発想力や表現力が向上しやすい



## 手話による共育、共生

ろう者が手話で生き、生活し、  
教育を受ける社会を構築する

手話を  
獲得する

手話を  
守る

手話で  
学ぶ

手話を  
使う

手話を  
学ぶ

- ・放送
- ・通信
- ・交通
- ・建物利用
- ・災害防災
- ・映像文化
- ・活字文化
- ・地域社会
- ・医療・保健
- ・介護
- ・教育・療育
- ・労働・雇用
- ・住居(住まい)
- ・相談
- ・スポーツ
- ・芸術
- ・政治参加
- ・司法

2019/9/30

1  
9

## 手話言語法でどのように変わるか？

簡単にまとめると

今の制度では、ろう者が手話通訳を必要としても、市役所・町村役場が必要か不必要かを決めている。

1. いつでも、どこでも、どんな内容でも手話通訳者は派遣される。
2. 聞こえる人がろう者と話したい時にも手話通訳者は派遣される。
3. 情報が確実に得られる。
4. コミュニケーションがスムーズになる。
5. 聞こえる人は、ろう者の人柄に触れながら、話すことができる。
6. 手話は特別な言葉ではないことを理解してくれる。

仕事でお客様や取引先の会社の人とお話ができない

子供が高熱を出した、学校や病院に連絡できない

お父さんが倒れた、救急車を呼ぶことができない

駅に大切な書類が入った、駅に連絡できなかった、

聞こえない人は「電話」が使えない

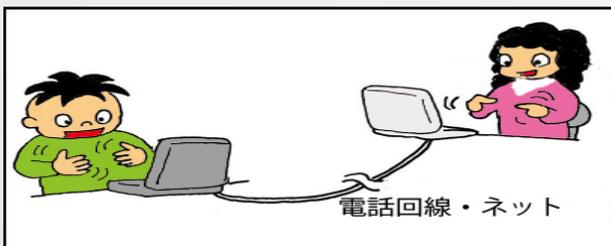
家に泥棒が入った、警察を呼ぶことができない

高速道路で車が故障した、故障の状況を説明できない

お店やホテルに予約を入れることができない

商品やサービスのコールセンターを利用できない

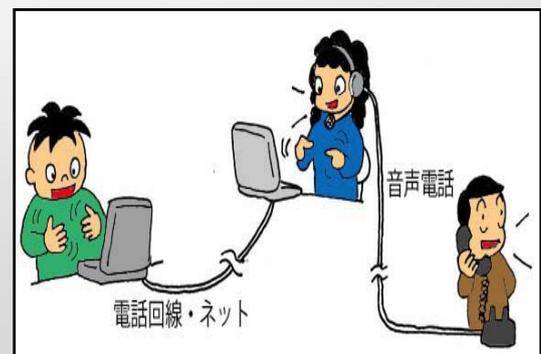
## ろう者・手話者間のビデオチャット



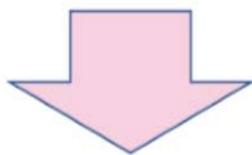
## 遠隔手話サービス



## 電話リレーサービス



「電話」が、聞こえない人の  
「命」や「生活」を守るためには



「電話リレーサービス」  
が必要である



平成30年7月8日(日)午前-内閣官房長官記者会見

※この映像は過去に配信したものです。



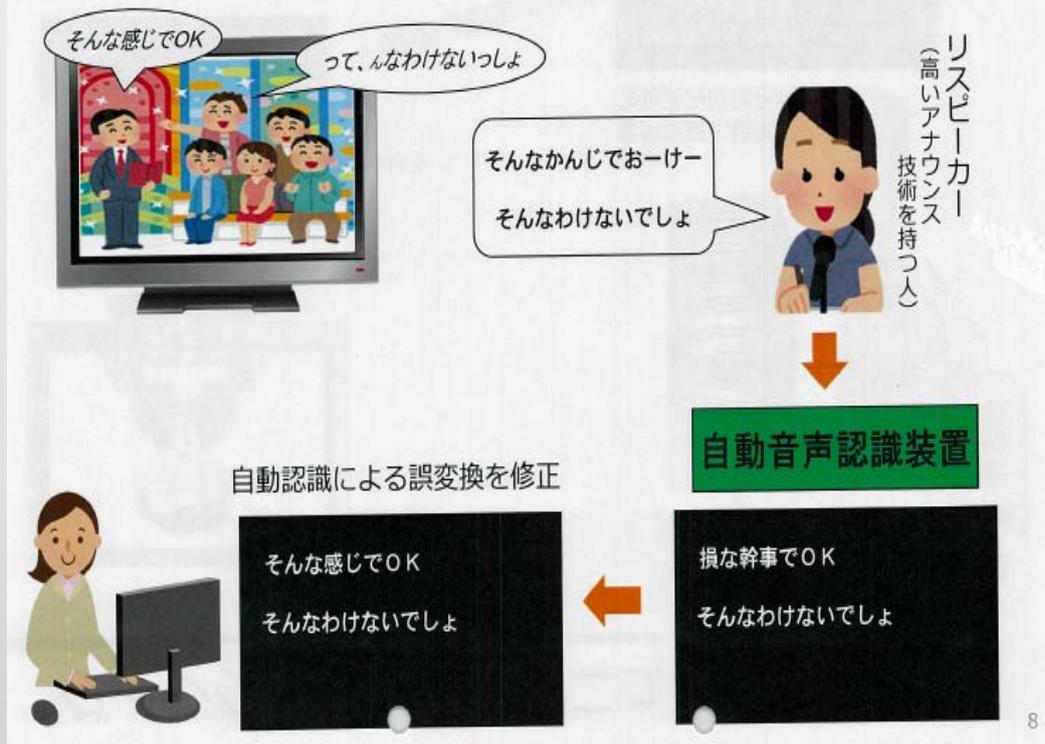
今回の大雨では、11府県で大雨特別警報が発令されるなど、各地で記録的  
り、河川の氾濫、



日向灘を震源として九州南部で発生した地震を受けて開かれた気象庁の会見。初めて手話  
通訳が導入された＝東京都千代田区の気象庁で2019年5月10日午前10時42分、喜屋武真之  
介撮影



## リスピーク方式（複数の話者の番組など）



## 手話通訳制度の現状の課題（1）

### 1. 制度が脆弱であること

#### 【解決の方向性】

- ◎国において最低基準の設定を行う
- ◎義務的経費化を図る。

### 2. 担い手の身分保障が不十分であること

#### 【解決の方向性】

- ◎雇用された担い手が中心の制度とする
- ◎地方自治体の正職員として雇用する。
- ◎登録手話通訳者も含め、労働基準法第9条に規定する労働者として位置づける。

## 手話通訳制度の現状の課題（2）

### 3. 生活支援の視点が不十分であること

【解決の方向性】相談支援業務については、ろう者とコミュニケーションがとれることが条件となります。

◎手話のできる者（ろう者を含む）

◎手話通訳のできる者を業務の担い手として位置づけることが必要です。

### 4. 利用者負担の懸念があること

【解決の方向性】厚生労働省通知のいわゆる「モデル要綱」にみられるように利用者負担を求めないことを制度内で明記する必要があります。

◎手話通訳の受益者は全国民ですから税負担で対応すべき事項です。

29

## 最後に

1. 聞こえないことを不幸と結びつける
2. ろう者が通じないことを理解する。
3. ろう者の社会構造と違う
4. 人間として豊かなコミュニケーション
5. 基本的に間違った社会を変えていく